

令和5年4月21日
自動車局安全政策課

貸切バス事業者を対象とした事業者講習会及び街頭監査の 全国一斉実施について

貸切バスの輸送の安全の確保のため、事業者講習会及び街頭監査を全国一斉に実施します。

貸切バス事業は、新型コロナウイルス感染症の影響拡大により著しく需要が減少し影響を受けていたところではありますが、同ウイルスの感染症法上の位置づけが5類に移行することに伴い行動制限等が適用されないことから、今後は、ゴールデンウィーク、さらに夏に向けて観光需要が回復していくことが予想されます。

一方で、稼働率が低くなっていた貸切バス事業者が、今後の需要回復期に向けて本格的に事業を再開するにあたり、安全を軽視することなく事業を実施してもらうよう対策を講じる必要があります。

このため、今般、以下のとおり、貸切バス事業者を対象に事業者講習会及び街頭監査を全国一斉に実施し、車両の点検整備、運転者の健康管理、安全運行の徹底など、輸送の安全の確保を図ります。

【事業者講習会の概要】

- ① 実施時期：4月下旬～7月中旬
- ② 対象者：貸切バス事業者の運行管理者等
- ③ 講習内容：
 - ・ 運転者に対する指導監督の実施
 - ・ 健康管理の重要性
 - ・ 車両の点検整備の実施等

【街頭監査の概要】

- ① 実施時期：4月下旬～7月中旬
- ② 実施場所：観光施設（駐車場）、高速道路SA、主要駅、空港等

（お問い合わせ先）代表：03-5253-8111

【事業者講習会について】

自動車局安全政策課：山本、遠藤、加山（内線：41623、41624） FAX：03-5253-1636

【街頭監査について】

自動車局安全政策課：秋月、小菅、林（内線：41632、41633） FAX：03-5253-1636